



# 『安心』は国民年金に加入することから はじまります

## ●年金は『老後』だけではありません！

年金制度は老後のことだけと考えていませんか？国民年金には65歳から受給できる「老齢基礎年金」だけでなく、一定の障害状態になった場合に受給できる「障害基礎年金」や、加入中の方が亡くなった場合「遺族基礎年金」、「死亡一時金」などの制度があります。

どの制度も、保険料の納付・免除期間が一定以上あることが支給要件となりますので、未納のままにせず、納付や免除申請をしましょう。

| 給付の種類  | 給付対象                          | 受給要件                                |                      |
|--------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
|        |                               | 加入期間                                | 受給者                  |
| 老齢基礎年金 | 要件を満たした方が<br>受給年齢に達したとき       | 納付済期間、免除期間<br>合わせて25年以上あること         | 本人                   |
| 障害基礎年金 | 要件を満たした方が、障害<br>1・2級の状態になったとき | 納付済期間、免除期間<br>合わせて加入期間の2/3以上あること    | 本人                   |
| 遺族基礎年金 | 要件を満たした方が<br>死亡したとき           | 納付済期間、免除期間<br>合わせて加入期間の2/3以上あること    | 18歳未満の子の<br>いる遺族または子 |
| 死亡一時金  | 要件を満たした方が<br>死亡したとき           | 納付済期間が3年以上あり、<br>遺族がいずれの年金も受けられない場合 | 遺族                   |

世帯や個人の状況に応じて、受給要件の範囲が前後することがあります。  
詳しくは年金事務所、役場までお問い合わせください。

問い合わせ先 鳥取年金事務所 ☎27-8311 住民生活課 保険係 ☎73-1415

## 「ふれあい・いきいきサロン」に 参加して地域の輪を広げましょう。

「ふれあい・いきいきサロン」はお年寄り同士の仲間づくりや、寝たきり、認知症の予防を目的とした地域交流の場です。

現在、岩美町内には32ヶ所のサロンが立ち上がっており、各地区のボランティアの協力のもとに運営されています。参加者が何をしたいかを話し合い、楽しむことを中心に、お茶を飲みながらお喋りや、軽い体操、ゲーム等仲間同士で楽しい時間を過ごします。

岩美町地域包括支援センターでは、岩美町社会福祉協議会と一緒に、サロンの運営と立ち上げに向けてのお手伝いをしています。「近所にあるサロンに参加してみたい」、「私の地域にサロンがないので立ち上げてみたい」と思われる方は下記へお問い合わせください。



問い合わせ先 岩美町地域包括支援センター ☎72-8420 岩美町社会福祉協議会 ☎72-2500